

川崎市共済規則第 1 号

川崎市職員共済組合議員役員旅費規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 1 6 日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

川崎市職員共済組合議員役員旅費規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合議員役員旅費規則（昭和 37 年川崎市共済規則第
3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条規定中「昭和 22 年川崎市条例第 21 号」を「令和 7 年川崎市条
例第 57 号」に、「この場合」を「この場合において」に、「市条例別
表に定める特等級」を「市条例第 2 条第 1 号に規定する市長等の例に
より」に、「市条例別表に定める 1 等級に相当する額を支給する」を
「一般職の職員の例により計算する」に改める。

附 則（令和 8 年 3 月 16 日共済規則第 1 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。